



愛媛県指令元健第303-9号

松山市和泉南六丁目2番5号

株式会社三和医科器械

令和2年1月20日付け申請について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、下記の自立支援医療（精神通院医療）を担当する医療機関の指定を更新する。

令和2年2月1日

愛媛県知事 中村 時 広



記

名 称	おひさま訪問看護リハビリステーション
所 在 地	松山市小栗六丁目1番22号第2白石ビル2階西

元健第303-9号
令和2年1月31日

株式会社三和医科器械 代表者 様

愛媛県保健福祉部長



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新について（通知）

令和2年1月20日付けで申請のあったこのことについては、審査の結果、次の条件を付して下表のとおり更新されたので通知します。

なお、この指定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなるので、留意願います。

- 1 指定自立支援医療を主として担当する医師（薬剤師）の変更等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第61条に規定する事項に変更があった場合又は第63条の規定に該当する場合は、速やかに届け出ること。
- 2 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成18年厚生労働省告示第66号）により自立支援医療の適正な実施に努めること。

名 称	おひさま訪問看護リハビリステーション
主として担当する医師（薬剤師）の氏名	